

十、國民職業能力申告令施行規則關係

- 一 昭和二十年九月二十七日厚生省令第三十七號（國民職業能力申告令施行規則第二條ノ規定ニ依ル申告不要ノ件）
- 一 昭和二十年九月二十七日厚生省令第三十八號（國民職業能力申告令施行規則中改正ノ件）
- 一 昭和二十年九月二十七日厚生省令第九十七號（國民職業能力申告令第四條及第六條ノ二ノ規定ニ基ク申告指定ノ件）
- 一 臨時國民登錄實施ニ關スル件（昭二〇・九・二八、勸發第九九四號厚生省勸勞局長）

厚生省令第三十七號

國民職業能力申告令施行規則第二條ノ規定ニ依リ十一月一日現在ニ於テ爲スベキ申告ハ昭和二十年ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ要セズ

昭和二十年九月二十七日

厚生大臣 松村謙三

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省令第三十八號

國民職業能力申告令施行規則中左ノ通改正ス

昭和二十年九月二十七日

厚生大臣 松村謙三

第一條第一項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）アル女子ニシテ職業ニ従事セザルモノ

附則

一四八

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省告示第九十七號

國民職業能力申告令第四條及第六條ノ二ノ規定ニ基キ左ニ依リ申告スベキコトヲ命ス

昭和二十年九月二十七日

厚生大臣 松 材 謙 三

一、要申告者ノ範圍

國民職業能力申告令第二條ニ掲グル國民登録者及科學技術者

二、申告事項

國民職業能力申告令第三條第一號乃至第三號及第五號乃至第八號ニ掲グル事項

三、申告期日

昭和二十年十二月一日

勸發第九九四號

昭和二十年九月二十八日

厚生省勤勞局長

各地方長官殿

臨時國民登録實施ニ關スル件

終戦後ニ於ケル勤勞實態ヲ的確ニ把握スル爲ニハ定期國民登録ヲ以テシテハ充分ナル成果ヲ期シ難キヲ以テ本年十一月一日ニ行フベキ定期登録ハ之ヲ停止スルコトシテ代フルニ國勤職業能力申告令第四條及第六條ノ二ノ規定ニ依リ臨時國民登録ヲ來ル十二月一日ヲ期シ別紙要綱ニ依リ實施スルコトト相成タルト共ニ併セテ女子登録者ノ範圍ヲ擴張スルコトト相成九月二十七日別添ノ通夫々公布セラレ候條左記御留意ノ上貴管下各關係機關ニ對シ之ガ趣旨ノ徹底ヲ圖リ本件實施ニ付萬遺憾無キヲ期セラタ度此段依命及通牒候

記

一、要申告者ノ範圍ニ付テハ從來ノ國民登録者ノ外科學技術者、配偶者アル女子ニシテ職業ニ從事

一四九

スルモノ及ビ法令上ノ要申告者ニ非ザルモ男子六十二歳以上女子四十二歳以上ノ者ニシテ職業ニ
従事スルモノニ付テハ行政上ノ指導トシテ申告セシムルコトセヌルコト

年齢ニ付テハ今般ハ特ニ數ヘ年ヲ以テ申告セシムルコトトセルニ付可然指導スルコト

二、今般ノ女子登録者ノ範圍擴張ニ關スル改正省令ニ所謂「職業ニ従事スル者」トハ概ネ左ノ如キ
者ヲ指稱スルコト

(イ) 營業ヲ營ム者及他人ニ雇傭セララル者

(ロ) 家事ノ傍ラ生計ノ資ヲ得ル爲内職ヲ營ミ其ノ者ノ生活ノ大部分ヲ之ニ傾注スルモノ
但時偶謝禮ヲ受クルニ止マル程度ノ内職ヲ營ム者ハ之ヲ包含セザルコト

(ハ) 家族従事者ノ中家業ノ經營上缺クベカラザル協力ヲ爲スモノニシテ自己ノ生活ノ大部分ヲ
之ニ傾注スルモノ

但家事ニ従事スル傍ラ家業ニ協力スルモノハ之ヲ包含セザルコト

三、諸用紙ハ十月下旬迄ニハ貴廳府縣ニ到着スル見込ナルコト

四、登録實施ニ關シ從來通り事務講習會ヲ開催スルコトトシ其ノ時期ハ概ネ十月下旬ヨリ十一月上
旬迄トスル豫定ナルコト

臨時國民登録要綱

第一方針

戰爭終結後ニ於ケル勤勞事情ノ激變特ニ軍ノ復員、軍民需ノ産業轉換ニ伴フ勤勞者ノ異動、前職
復歸、失業等勤勞實態ヲ的確完全ニ把握スルタメ左記要領ニ依リ全國一齊ニ臨時國民登録ヲ行ヒ
現下勞務諸施策ノ基本資料ヲラシメントス

第二要領

一、國民職業能力申告令第四條及第六條ノ二ノ規定ニ基ク臨時國民登録ニ依リ調査スルコト

二、登録範圍

(一) 國民登録者

(イ) 男子

(1) 數ヘ年十三歳以上六十一歳迄ノ者

(2) 數ヘ年六十二歳以上ニシテ職業ニ従事スル者

(ロ) 女子

(1) 數へ年十三歳以上四十一歳迄ノ者

(2) 數へ年四十二歳以上ニシテ職業ニ従事スル者

(一) 科學技術者

三、登録時期

昭和二十年十二月一日

四、調査事項

(イ) 氏 名

(ロ) 男女別

(ニ) 年 齡

(三) 現住所

(ホ) 職 業 (現職及前職、離職理由)

(ヘ) 學歷技能

五、世帯調査ハ行ハザルコト

六、國民登録指導員同調査員ヲ現場調査ニ當ラシムルコト

七、廳府縣ハ昭和二十年十二月二十八日迄ニ集計ヲ完了シ之ヲ本省ニ報告スルコト

八、登録關係用紙ハ現下逼迫セル紙保有量ニ鑑ミ規格、様式、種類等努メテ簡素化シ之ガ節約ヲ圖ルコト

九、登録票ハ國民勤勞動員署ニ於テ保管スルコト